

木更津第三中学校自転車通学規定について

木更津市立木更津第三中学校

1. 自転車通学の許可規定

- 木更津第三中学校では、通学距離が2.0km程度以上（別紙区域地図参照）の生徒を対象に自転車による通学を許可します。
- 通学路については、安全かつ最短距離をご確認ください。
- 別紙区域地図の太枠の外側は原則自転車による通学を許可する対象になりますが、太線内に在住し、事情があって自転車による通学を希望する場合は学校にご相談ください。
- 学区外通学の生徒に関しては、安全面を考慮し、許可できない場合があります。
- 自転車による通学を希望する場合には、許可申請書を提出し、許可を受けてください。
- 自転車による通学のきまりが守れない場合は許可が取り消されます。

2 自転車通学による通学のきまり

- 通学用自転車は荷台付きで、マウンテンバイクなどのスポーツタイプでないもの。
スタンド：両足スタンド
ハンドル：ストレートハンドルでないもの
- 自転車の防犯登録をしてあること。（氏名が書かれていることが望ましい。）
- 本校指定の許可ステッカーを貼ること。
- ヘルメットを必ず着用すること。
- 自転車の安全整備に努め、改造されていないこと。（定期的に安全点検を受ける。）
- 荷物は前のかごに入れず、荷台に固定すること。
- 雨天時は雨合羽を着用し、傘はささないこと。
- 交通ルールを守ること。（自転車の貸し借りや二人乗り、並進などをしない。）

3 その他

- 自転車は所定の自転車置き場に、鍵をかけて置くこととします。
- 規定に違反した場合は、自転車による通学の許可を取り消します。
- ヘルメットがない場合については、本校指定のものを購入願います。
- 自転車通学には徒歩通学より高い危険が伴いますので、保護者の責任で安全な自転車の乗り方をご指導ください。
- 自転車事故は被害者にも加害者にもなってしまふ場合がありますので、できるだけ任意保険への加入をお願いいたします。（「千葉県自転車条例」では自転車損害賠償責任保険等への加入が努力義務となっております。）